

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和 8 年（2026 年）3 月 2 日

収支等命令者

佐賀県立図書館長 古賀 由紀子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和 8 年度（2026 年度）佐賀県立図書館警備業務委託
- (2) 委託業務の仕様等 佐賀県立図書館警備業務委託要領による
- (3) 履行期間 令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 佐賀市城内二丁目 1 番 4 1 号 佐賀県立図書館

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成 2 年佐賀県告示第 444 号）第 1 条第 1 項に規定する入札参加資格のうち令和 6 年度～令和 8 年度の警備業務に係る入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県が発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 佐賀市、小城市若しくは神埼市内に本社を有する者又は佐賀市、小城市若しくは神埼市内に支社若しくは営業所を有し県内従業員比率 50%以上の者若しくは県内従業員数が 50 人以上の者であること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届と関係資料を令和 8 年（2026 年）3 月 13 日（金）午後

5時までに下記の担当課に持参又は郵送（3月13日（金）午後5時までに担当課へ必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

【関係資料】

営業概要書（様式1）

同種業務の履行実績調書（様式2）

※担当課

郵便番号 840-0041

佐賀県佐賀市城内二丁目1番41号

佐賀県立図書館 企画・情報課 総務・企画担当

電話 0952-24-2900

4 入札

(1) 日時並びに開札場所等

ア 日時 令和8年（2026年）3月24日（火） 午後3時から

イ 場所 佐賀県立図書館 中2階 会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

(2) 仕様書等の交付方法

佐賀県のホームページ

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行ないません。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかは問わず、見積もった契約希望額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

なお、落札金額は入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当核金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）とします。

(3) 最低制限価格の設定

この契約は、佐賀県財務規則第107条の規定により最低制限価格を設定します。

なお、最低制限価格を下回った入札者は当該入札では失格となり再入札に参加できません。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 一人で二以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(6) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札資格要件を満たしていることを確認した場合に落札者とします。
- イ 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、次に低い価格で入札した者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。
- ウ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。
- エ 開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行う。

(7) 問合せ先

佐賀県立図書館 企画・情報課 総務・企画担当 電話 0952-24-2900
E-mail:toshokan@pref.saga.lg.jp

- (8) この公告に掲げる入札は、令和8年（2026年）2月佐賀県議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は、中止します。この場合は、佐賀県ホームページにより公告します。